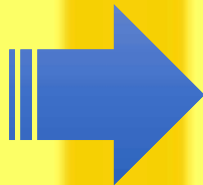


ICカードの変更はお済みですか？

～神奈川県の入札の競争参加資格確認申請時には、再度確認をお願いします～

ICカードの内容に変更が生じているにも関わらず、電子入札システムを使用すると・・・



「ICカードの不正使用」となり、入札が無効となる場合がありますので、ご注意ください！！

- ICカード(電子証明書)の内容※1に変更が生じた場合※2、電子入札システムを使用しないでください。この場合、「紙入札」による手続きとなりますので、「入札担当部署」に電話でお問い合わせのうえ、「紙入札承認願」をご提出ください。

<※1 ICカードの内容例>

- 代表者の氏名(又は受任者の氏名)、利用者住所、会社名、本店住所、法人番号 (利用者住所は、利用申請の状況により異なります。)

<※2 変更が生じた場合とは>

- 法人登記等の変更の有無に関わらず、ICカードの内容変更の事象が生じた時点をいいます。

- ICカードの内容に変更が生じた場合には、直ちにICカード発行会社(認証局)にカードの失効申請及び新しいカードの発行申請が必要になります。
- 代表者の氏名(又は受任者の氏名)、会社名、本店住所等に変更が生じた場合、別途、建設業の許可、入札参加資格者名簿も併せて変更する必要がありますのでご注意ください。
- 建設業許可の変更、入札参加資格者名簿の変更届提出・受理、ICカード更新を済ませたうえで、電子入札システムをご利用ください。



カードの失効・発行に係る申請手続きについては、ご利用のカード発行会社にお問い合わせください。

ICカード不正利用の事例

例1)

- 代表者は変更になったが、法人登記が完了しないことには変更を証する書類がなく、ICカード等各種変更手続きが進められないうえ、登記完了前であれば「登記」と「ICカード登録内容」は旧代表者で一致しているため、不正使用にはあたらないだろうとそのまま「競争参加資格確認申請」を行った。
- 事象が生じた時点(登記の前)から紙入札の手続きが必要です。

例2)

- 本店住所が変更になったが、ICカードの変更手続きを経ずに、「競争参加資格確認申請」を行った。
- ICカードの登録情報に変更が生じた場合は、建設業許可の変更、入札参加資格者名簿の変更届提出・受理、ICカード更新が完了するまで、紙入札で対応してください。

ICカードの内容変更時に必要な手続き

①建設業許可の変更届〔県・建設業課〕

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p870076.html>

②入札参加資格者名簿の変更届〔県・建設業課〕

URL: https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/manual_sinsei_tebiki.html

③ICカード失効申請〔カード発行会社〕

④ICカード利用者登録情報変更手続き・新カード発行申込〔カード発行会社〕

<問合せ先>

神奈川県県土整備局事業管理部県土整備経理課入札制度グループ ☎045-210-6092(直通)
(建設業の許可、入札参加資格者名簿等について)

建設業課 横浜駐在事務所 建設業審査担当 ☎045-313-0722(直通)

※個々の入札案件については、入札担当部署にお尋ねください。